

平成18年度第2回
大阪府環境審議会野生生物部会会議録

開催日 平成18年11月7日
場 所 国民会館住友生命ビル12階小ホール

第2回大阪府環境審議会野生生物部会

開 会 午後3時

司会（内田総括） それでは、定刻になりましたので、ただいまから平成18年、度第2回大阪府環境審議会野生生物部会を開催させていただきます。

私、本日の司会をさせていただきます、動物愛護畜産課の内田でございます。よろしくお願いいたします。

なお、本日、この会議は、大阪府情報公開条例に基づきまして公開で行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、大阪府環境農林水産部動物愛護畜産課長の池田からごあいさつを申し上げます。

池田課長 池田でございます。野生生物部会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。委員の皆様方には、大変お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。

9月に第1回の部会を開催させていただいたところでございますけれども、大阪府におきましては、この間、9月議会が開かれております。私どもの方の関係事項でございますけれども、ペット動物に関する案件や畜産振興に関する案件などが取り上げられましたほか、野生鳥獣も関連いたしてまいります、動物由来感染症につきましても議論をされたところでございます。この動物由来感染症の対応につきましては、第10次の鳥獣保護事業計画の中でも記載をしておりますけれども、今後さまざまな取り組みを進めていくに当たりまして、委員の皆様方にいろいろ御助言等いただく場面もあろうかと存じますので、どうぞよろしくお願いいたしますを申し上げます。

本日は、前回に引き続きまして、第10次鳥獣保護事業計画の策定について、御意見をいただきたく思っておりますけれども、先月下旬に環境省の方から示されました新しい基本指針や、前回の部会で各委員からいただきました御意見等を踏まえまして、修正を加えたもの、計画をお配りいたしております。詳細は後ほどこちらの方から御説明いたしますけれども、委員の皆様方には、ぜひ本日も忌憚のない御意見、御提言をいただきますようお願い申し上げます。

して、ごあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

司会（内田総括）　　続きまして、資料の確認をさせていただきます。

（配付資料確認）

それでは、次に配席表並びに委員名簿をごらんいただきながら、出席委員を御紹介させていただきます。

正面から、朝日部会長でございます。次に、私から向かいまして左奥から石井委員でございます。谷口委員でございます。鳥居委員でございます。古川委員でございます。続きまして右側奥から、又野委員でございます。村上委員でございます。森本委員でございます。なお、本日は笹川委員と森下委員は御欠席ということで事前に連絡を受けております。

以上、本日御出席の委員は、10名中、8名でございまして、大阪府環境審議会野生生物部会運営要領第3条第2項の規定による定足数を満たしておりますので、本部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、ただいまより議事に入りたいと存じます。

朝日部会長、よろしくお願いいたします。

朝日部会長　　何かとお忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございました。

司会の方から申しあげましたように、きょうは第10次鳥獣保護事業計画の審議でございます。

配付されております素案は、ずっとおくれておりましたけれども、先月の末にやっと環境省から示されました基本指針に沿いまして、あるいはこの前の部会で各委員から寄せられました御意見を加えまして、そして修正した事業計画案をつくったわけでございます。このお配りしております鳥獣保護法の資料に関する法律の34条に規定されておりますのは、基本指針に沿って各府県で事業計画をつくるようにということになっております。よろしく御審議をお願いいたします。

本日の進め方でございますけれども、事務局と事前にちょっと相談いたしまして、事業計画素案そのものをいつときに説明をいただいたら、大分膨大な

ものになりますので、五つか六つぐらいに区切りまして、そして区切ったところごとに、委員の皆様から御意見あるいは質問をいただきまして、事務局の方からも返答することあれば返答するというようにいたしまして、最後にもう一度振り返りまして、全体を通じて、あるいは意見言い忘れたこと、言い逃したことなんかがございましたら、そこで御意見をいただきたいというように考えております。

進行係としましては、4時半か5時には、できたらラッシュアワーにかかる前に終わりたいと思っておりますが、別にもう少し延びても私自身は構いませんので、十分な御意見をいただきたいと思います。

ではそしたら事務局、説明をお願いします。最初に、事業計画の基本的な指針について御説明いただいて、それから事業計画の方は、指針にも書かれていますが、十章に分かれております。その第一、第二、第三、ここまですべて御説明いただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

中尾総括 動物愛護畜産課の中尾です。座って説明させていただきます。

それでは、10月25日に環境省から示されました鳥獣の保護及び狩猟に関する法律第3条に基づきます基本指針の概要について御説明いたします。資料2、資料3に基本指針の変更点の概要、並びに基本指針の新現対照表をつけております。

資料2の方をごらんください。まず、1の鳥獣保護事業の実施に関する基本的事項についてでございますが、この章では、国の鳥獣保護事業についての基本的な考え方が記載されております。

第一に、地域個体群の長期的かつ安定的な存続と生活環境、農林水産業及び生態系への被害の防止を鳥獣保護管理の考え方の基本としております。

朝日部会長 ちょっと済みません。

この前、御説明いただいたところと重複する部分はなるべく簡単にはしよっていただいて、あるいは省略していただいて、重要なとこだけお願いいたします。

中尾総括 わかりました。

今回の改正で、基本的概要の部分で改正点となりますのは、第二のところ、鳥獣保護事業のきめ細かな実施として示されていること。この内容につきましては、府の第10次鳥獣保護計画にも、第十章で書かせていただいております。

第三の特定計画の管理の部分では、広域管理計画としまして、都道府県の境を越えて移動するカワウなどの鳥獣に対応する計画ができたこと。また都道府県や市町村が、特定計画をより細かく実施するための実施計画の制度が盛り込まれたことがポイントになっております。

第四、第五、第六につきましては、概要に書かれていますとおり、それぞれ人材の育成なり、環境保全のための保全事業の取り扱い等について書かれています。

少し飛びますけれども、第十の人獣共通感染症への対応といたしまして、特に病原性の鳥インフルエンザの対応等、感染症の発生状況などの情報収集や感染防止対策の実施について述べられております。

最後の十一のところでは、国、都道府県、市町村や市民などそれぞれの役割を明確にし、連携を図ることということで述べられております。

Iの基本的考えを受けまして、IIでは具体的に、鳥獣保護事業計画に記載する事項について記されております。今回の第10次鳥獣保護事業計画の修正案は、この指針のIIに基づいて、資料3の新現対照表により修正を行いましたので、主な修正点について説明させていただきます。

資料1をごらんください。資料1につきましては、修正箇所は朱書き訂正しております。もとの記載を2本線で消しております。また、あたらしく加えましたものは、朱書きし下線を引いております。朱書きだけの場所は、記載場所が変わったポイントでございます。

それでは素案について御説明をさせていただきます。

まず修正案の1ページをごらんください。基本指針にあわせまして、文言の整理をいたしました。内容につきましては、第一章、第二章については大きな変更はございません。

2ページをごらんください。第2表の鳥獣保護区の指定予定地の現在の状況

について、備考欄に記載いたしました。いずれも、現在銃猟禁止区域として指定している区域の中で、鳥獣保護区として指定するものでございます。

続きまして4ページをごらんください。ここでは、基本指針の記載方法にあわせまして、整備計画につきまして、項目立てをして記載しております。

次に6ページ、第三章でございます。キジの放鳥につきましては、地域個体群間の交雑防止のため、他の地域個体群に含まれるキジを放鳥しないことということで、基本指針に書かれております。また放鳥の効果を測定し、定着率が低い場合は、放鳥事業を見直しをするように指示に示されております。本計画では、放鳥したキジについては、基本指針に従い、狩猟により捕獲したキジの足輪から、定着状況の調査等を行い、計画期間内に放鳥数や放鳥事業の見直し等を検討することも考えております。

そのほか、追加いたしました事項としまして、ほ乳類、外来鳥獣につきましては、大阪府では現在放鳥獣等を実施しておりませんが、この計画期間内におきましても、行わないということを記載いたしております。

以上で、この第一章、第二章、第三章について、変更した部分の御説明を終わらせていただきます。

朝日部会長 どうもありがとうございました。一応、ここで一段落つけたいと思います。

まず、御質問ございませんでしょうか。

鳥居委員 最後のところなんですけど、放鳥する場合は地域個体群間の交雑云々とありますけれども、大阪府の場合、どの地域のものを一つの個体群として見てるんですか。具体的には、これDNA解析なんかやった結果として、こういう言葉が出てきたんでしょうか。

朝日部会長 事務局から何か返答ありますか。

中尾総括 この地域個体群につきましては、先日の環境省の説明会におきまして確認いたしましたところ、キジにつきましては、4亜種をそれぞれの地域個体群と考えていいということでした。4亜種といたしますのは、キジ、東海キジ、九州キジ、島キジの4亜種でございますけれども、大阪府で放鳥しますキジは、この中のキジに含まれておりますので、その地域個体群として

の、一つの分として考えていいということで回答をいただいております。それに従いまして、大阪府も同一個体群ということで扱わせていただきたいと思いますと考えております。

朝日部会長 よろしゅうございますか。

鳥居委員 余りよくわからない。

朝日部会長 実際問題として大阪では養殖はやっておりませんから、岐阜ですか。岐阜から取り寄せたひなをやってると。岐阜と大阪の従来いたのと。

鳥居委員 交雑している可能性もあるわけですよ。

朝日部会長 十分にあります。

鳥居委員 岐阜で養殖しているやつと、大阪の在来のキジの個体群が交雑している可能性があるわけですよ。そのことを、だからどういうふうにお考えになりますか。環境省は、キジは十把一からげにしていますけれども、岐阜と大阪はやっぱり、距離がかなり離れているでしょう。生物多様性の保全云々ということが一番初めに立っていながら、それは矛盾するんじゃないかというふうに私考えるんですが。

朝日部会長 どなたか、ほかに。

谷口委員 大体、日本キジは、日本全国大体、日本キジとしては一緒ですけども、北海道、対馬、それ以外のところと言いますと、高麗キジと言われるんですけども、大体日本キジは、大体みんな同じですわ。三重県も岐阜県も大阪も同じです。ただ、遺伝子をどうのこうの言われますと、これわかりませんが、体系的には皆同じですわ。

以上です。

朝日部会長 外見上区別できないとなると、交雑してるかどうかということは、外見ではわからない。

谷口委員 わからないですね。

村上委員 環境省が4亜種に分けたということは、それは違うものとして認識せよということなんです。だから、その違いがどの程度かということと同時に、岐阜県と大阪府のものが本当にそこに書いてあるキジに該当するものかどうかというチェックをしなければならないというのが筋です。だから、

この話をするときには、養殖のものが環境省の言うキジに該当するという証明をどっかしてください。そうしないと、これは論理矛盾します。

だから、そういうことをして、環境省の、僕は環境省が四つに分けるのは反対なんです、実はね。私自身は、本当にその地域個体群というのは、地域のもので用いるというのが原則なんですよ。それでも、やむを得ず、メダカと一緒に、幾つかの亜種が地域個体群に分かれているときは、その場所のものは一緒にしましょうという、これぐらいの話なんですよ。

だからもっと、例えば、昔ニホンカモシカは全部一緒やと言われたんです。大うそですよ。全部そうなんです。遺伝子解析が進めば進むほど必ず分かるんです。だから、将来わかる可能性は非常に高いというふうに考えますと、本来、岐阜のやつを放すことには問題があるんです。

ただ、環境省が言うてるんやから、今のところ大阪府でそこを反してまでやることはないということやったら、大阪府のやつが環境省の指針に該当するということを証明すれば、あなた方は何も問題ない。環境省がわかったと言うたらしめいです。そういうことはしてください。だから、そのことを条件づけた上で僕は賛成しますけど。それがなかったら、まさに自己矛盾してね、後、詰められたときに困りますわね。

朝日部会長 岐阜を入れているのは、単に入手しやすいというだけの話で、どうしても岐阜じゃないといかんというようなことではないです。今までやられたのが、そういう流れの中でやられてたわけですから。

西田補佐 このキジですけども、近畿地方各府県聞きましたら、三重県、それから滋賀県でも養殖してるものがあるというふうに聞いております。大阪府におきましては、ここ数年、岐阜というところから養殖のキジを導入してますけども、先生おっしゃるように、キジが果たして地域個体群として、同一なものであるかどうか、何らかの形でチェックしまして、その上で放鳥したいと考えております。

朝日部会長 十分慎重に取り扱っていただきたいと思いますが。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

又野委員 4ページの②のところで、愛鳥思想の普及啓発のため児童等による

巣箱の架設等を行う。これ今回の訂正とかじゃなくて、前から書いてあるんですけど、ちょっと個人的にはこれが愛鳥思想の啓発になっているかどうかということが、非常に疑問に思われます。単なる工作教室がたまたま巣箱であったということもありますし、本当にこの巣箱が必要であれば、きっちりフォローする。ヤモリが使っているのか、スズメバチが使っているのか、鳥が使っているのか使っていないのか、なぜ巣箱をかけなければいけないのか、そういうことをトータル的に教育しないと、ただ巣箱をかける。これは27ページですかね、何かほかのところ、27ページのモデル校のところもちょっと関係あるかと思うんですけど、やっぱり巣箱の架設ということは非常に慎重に行わなければいけないと思います。

これと関連しまして、国の細かな対比表の35ページのところを見ますと、右の方、旧の方では、採餌、営巣のための環境整備ということで、いろいろ書かれていまして、これの解釈が巣箱かなというふうに思うんですけども、その左側の新しいところでは、こういう文言が、もう国からも消えています。それで、本当にこの巣箱というのが啓発につながるのかというところ、非常に疑問に思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

朝日部会長　　今、御指摘がありましたように、後のモデル校の編でもう一回議論するか、今やっておくかどちらでもいいんですけど、どなたか御意見ございませんか。

そもそも動物愛護週間を含めまして、鳥獣愛護の問題というのは非常に矛盾しているところがございます。

中尾総括　　よろしいですか。

ここのところと関連しまして、愛鳥モデル校にもかかわりますけれども、単に子供らが自分勝手に巣箱をつけるということではなしに、愛鳥モデル校の指導といたしまして、先生がおっしゃいましたような、巣箱をつけることの意義とか、それが何の鳥のために必要なのかというような、そういう鳥と自然に関する勉強を含めて、こういう巣箱をつけていくと、そういう指導を愛鳥モデル校を通じて、やっていきたいと。それをつける場所として、鳥獣保護区等が、鳥獣保護区だけに限りませんが、そういう指導のもとにつ

けていきたいというふうには考えております。

又野委員 それは結構なことかもしれませんが、それがわからない人、巣箱がかかっていることを見る一般のハイカー、巣箱をつけることがいいことだという宣伝にもなりますね。そういうところで、実際山の中歩きましたが、本当に鳥に利用されていない、ほかのものが利用してる巣箱というのがいろいろありますし、やっぱりその巣箱というのは、鳥のためにいいんだとかいうおとぎ話的なそういうのが定着してるので、この実施に当たっては、本当に慎重にしないといけないと考えております。

朝日部会長 もう一度、愛鳥モデル校、そのところで御意見いただきたいと思えます。

村上委員 ここに書いてあるということがやはり問題なんで、愛鳥モデル校のところ、同時にここを、こういう文面を入れるかどうかというのは大きな問題と思うんですよ。

僕、昔調べたんでは、要するにドイツなんかでは、もうとっくの昔に調べて、要するにしょうもない鳥ばかり来て、かえって生物体系、種類数が減ったとかですね、そういったものが物すごい昔に出てるんですよ。それで、僕は、1975年なんですけど、その時点でもうこういうことはやめなさいと書いているんですよ。

それと同時にそういうことをするんだったら、ちゃんと評価せよという話まで書いているんですけど、一切されてない。それがあたかも愛鳥、餌付けと一緒なんですわ。餌付け、やっこのごろ禁止されましたけれども、かつての餌付けは、餌付けすることが動物の愛護だというふうには考えられてた、同じことなんです、これ。だから、レベルは全く同じなんでね、これを入れておくことは余りよろしくない。先進的な県では、こういうところは削除するべきと、私は思うんです。

それで、「児童等による巣箱の架設」という、その言葉を別な名称に変えておいた方がいいと思えます。例えばパンフレットの作成とかですね、そういう啓発のための措置を行うとかね。そういう教育を、例えば鳥獣保護区内において、そういう生息環境の整備みたいなことを考えると、こういった文

面に変えておいた方が、ずっと皆さん納得すると思うんです。だから、この文面は変えた方がいいと思います。

朝日部会長　基本指針との整合性という問題もあるんでしょうから、もう一度事務局で検討してください。

次に、四へ移ってよろしゅうございますでしょうか。かなり重要な、今の問題をもう一度蒸し返すところの問題が。

そしたら、第四につきまして、資料1の7ページ。

中尾総括　続きまして、第四について御説明いたします。

この項目では、基本指針に従いまして、素案から記載項目の変更があり、条項等の移動を大きく行いました。また、銃猟禁止区域などの名称が、特定猟具使用禁止区域など名称に変更されましたので、修正を行っております。

まず第1の、許可基準の設定では、許可しない場合の考え方に、⑥の危険猟法の内容を追加しております。(2)の許可する場合の考え方は、学術研究、有害捕獲、特定計画その他の事由の順に並べかえを行いました。

8ページでございますけれども、(3)のわなの使用に当たっての許可基準は、現在基本指針で新たに加えられたものでございます。くくりわなについては、法令の改正により設けられる狩猟の基準と同様、許可するくくりわなは、径の直径を12センチ以下、締めつけ防止金具の装着をしたものに限ることとし、イノシシ、ニホンジカの捕獲に使う場合は、ワイヤーの直径を4ミリ以上で、よりもどしを装着したものを許可することといたしました。また、とらばさみを使用した捕獲は、錯誤捕獲や人や犬などへの危険性があることから、学術研究を目的とする場合以外は許可しないことにいたしました。

(4)の許可に当たっての条件の考え方では、捕獲に使用するわなの数量や、見回りについて条件をつけることとしました。また、住民の安全確保の観点からも、許可に当たって条件をつけることといたしております。条件の詳細につきましては、個々のケースに応じて指定することとし、大阪府有害鳥獣捕獲実施要領で定めることとしております。

(5)の許可権限の委譲では、市町村に権限を委譲した場合に、その執行状況の報告をしてもらうことを追加しております。

(6) の留意事項では、改正法の第9条第12項に基づきまして、猟具につける標識に、住所、氏名、電話番号、許可年月日、許可番号、捕獲目的、許可の有効期限を記することといたしました。

次に10ページをごらんください。前回の本部会で全面禁止されることにより、学術調査に支障が出ると御指摘のありました、学術研究目的の捕獲後の措置として行う、個体識別のための指切りについてでございますが、指切りなどの措置については、ケース・バイ・ケースで判断することとし、著しい影響を及ぼすような場合には、措置を行わないという表記に変更しております。

11ページの予察表では、被害の少ないノウサギにつきましては予察表から除き、被害の発生に応じ、有害捕獲によって対策を講じることといたしました。

(3) の有害鳥獣捕獲の許可基準の設定では、有害鳥獣捕獲の対象鳥獣にアオサギが加えられております。また、捕獲以外の方法での被害防止を検討した上で、許可するなどの方針を記載しております。この項目につきましては、基本指針に示された項目でございます。

なお、前の野生生物部会で御質問のありましたアライグマの対応につきましては、アライグマなど外来鳥獣として、市町村等との連携のもと、積極的に有害鳥獣捕獲を行うことを記載しております。なお、アライグマそのものにつきましては、外来生物法に基づく特定外来生物として、防除計画を策定し対応していきたいと考えておりますので、今後書き方も変更したいと考えております。

2) の有害鳥獣捕獲に当たっての留意事項といたしましては、錯誤捕獲や事故の発生防止、事前の周辺住民への通知や捕獲への立ち会いなど、安全対策を盛り込んでおります。

13ページをごらんください。3) の特定計画に基づく個体数調整との関係の項目を追加しております。基本指針に、特定鳥獣を有害鳥獣捕獲として捕獲する場合は、原則として特定計画に基づく数の調整として取り扱うこととされており、本計画にもこの項目を追加いたしました。

②の許可基準では、前回、御指摘のあったイタチなどの捕獲の際の免許の取り扱いにつきまして、被害者が自己の家庭内においてイタチ類、アライグマ

等の捕獲のために使用する簡易捕獲器に限って免許を要しないという書き方に改め、対象物、場所等を限定した形に変えさせていただいております。

以上で、第四章の主な修正点の御説明を終わります。

朝日部会長 何か御質問等ございますでしょうか。かなり広範な問題です。特にわなの取り扱いにつきまして。

鳥居委員 環境省からの指針で、資料2です。その5ページの頭に、必要に応じ、クマ類の捕獲後の処置方法等について情報の収集に努めるとありますけれども、これはひょっとすると、捕獲したクマを放獣する可能性があるという前提のものと文章ですよ。そうですね。

そうすると、4ページのところの第四、鳥獣の捕獲及び鳥類の卵云々のところに、クマ類の捕獲を目的とする場合は、はこわなに限るとありますが、このはこわなというのが、従来のものでありますと、歯を痛めますよね。ですからこれははっきりと、歯を痛めないような形のドラム缶方式とかという形で完全に加えないことには、後の放獣ができなくなるはずなんですよ。

ですから、環境省の指針そのものもいいかげんなんだろうとは思いますが、このことは第10次大阪府の形ではどういうふうにかされるんでしょうか。

中尾総括 大阪府の場合、クマにつきましては何年かに一度出たというような情報がございます。ただ、大阪府で今のところ捕獲するというのが、まずケースがすごく少ないもので、特にクマの捕獲に関するということでの記載は、この10次計画には盛り込んでおりません。発生したケースについて対応するというところで処理したいというふうを考えております。

村上委員 それですと、要するに出てみなければわからない。出てきたときにはどういう用具を使うかというのを先に用意しておくのが筋じゃないでしょうかねということなんです。特にこっちの方かなりいろんなところでクマ出てますからね。出ないとも限らない。まして出たことがあるということは、これからも出る可能性があるということですよ。リスク管理としては、そこはちゃんと明確にするべきだと私考えます。

西田補佐 大阪府におきましては、クマが出る可能性があるのは北摂地域、京

都、それから兵庫県に接したところ。そこの事務所ではドラム缶のおりを一応用意しております。確かに先生おっしゃいましたように、はこわなというのはイノシシでも非常に鼻が折れるとか、動物が暴れるので後の処置が大変だという話も聞いておりますので、クマについてはそういうふうなドラム缶方式で、大阪府は対応するのかなと思っております。

鳥居委員 ありがとうございます。

朝日部会長 ほかに御質問ございませんか。

又野委員 これは質問なんですけども、12ページに、下から、上の表の下から二つ目で、航空機の航行障害とあるんですけど、ここは三つの飛行場のことが書かれてると思いますけれども、この三つの飛行場で何か特徴的なことはありますか。上の予察表なんですけど、予察なので、こんなバードストライクとか1件もあってはいけないことで、予察ということでしたら結構なんですけど、三つの飛行場、環境が違うと思いますので、何か特徴的なことがあれば、教えていただきたいと思います。

中尾総括 この、それぞれの飛行場のところでの航空機の航行障害ということで、予察を上げさせていただいております。それぞれの飛行場によって、ケリ類やサギ類が多いところと違いはあるかと思っておりますけれども、特に個々の飛行場については、どういう鳥類が多いというデータは今ちょっと手元にございませぬ。ただ、この有害鳥獣捕獲として、この予察に基づきまして、捕獲の申請が出てまいりますときには、それぞれの申請書にどういう鳥類がかって、それが危険になるということで、すべて調査をして、調査票をつけて審査しておりますので、それによりまして、そこにおらないものまでを対象にするというようなことはないようにはしております。

朝日部会長 よろしゅうございますか。これは随分前から、特に大阪空港では対応している問題で、関西空港もたしかやっているとありますが。

中尾総括 やっております。

朝日部会長 八尾は全然知りませぬ。それぞれ、航空保安協会かな、全部委託して。

村上委員 今回の12ページの③ですね。予察表に係る方針等のところに、予察表

に係る被害等の発生状況について毎年点検し、その結果に基づき予察捕獲の実施を調整すると書いてあるんですよ。そうすると、知らない状態では困るわけですね。

だから、こういうふうに書くと、全部のその予察、予察表に基づいてとるとするのは、いわば特定計画の先取りというか、もう前提としてとってしまいますよという話で、かなり危険な行為なんですよ。普通やったら、被害が起こってからやってるという話ですから、これは起こるに違いないからやりますよという話なんですよ。そうすると、そのことで問題が起こらないようにするために、下の③のところの言葉が入ってるわけです。そうすると、予察表にあっても、それが全部とれるんだという話ではなしに、やはりそれについては点検を行うというのが義務づけられるわけですよ。だから、書いた言葉をちゃんと実施してもらわない限り、この予察表に基づくやつは非常に危険性が多い。私は、だから予察表というのは非常にこういうやり方は、非常に問題が多いと思ってるんです。ただそれを、今、禁止したら、例えば航空機障害起こるのに、そんなん禁止することできないですからね。当然だと思っんですよ。

だからそういうふうに言うと、やはりそのときによって過剰にとってる方は、そのことによって非常に影響を受けてるとかですね。例えば飛行場でないと繁殖してない個体群もおるわけですよ、今。そういうやつについては、ちょっと配慮するとか。例えば殺さんでも、ある何かを使えばそれは防除できるとか、いろんな今、方法は考えられているんですよ。おどかしたり。さまざまなことやってはるんですよ、今。殺す以外のことをね。そういったことが行われているかどうかということ(point check)を点検するということに意味がある。だからその部分を、ちゃんと、僕はやってもらえれば、ここは構わない。ただ、今、大体のところはやってないんですよ。だからそうなると、この予察表は一人走りまして、毎年毎年出ていくから、カラスが出てきたらほいと言うて殺すわけですよ。これ、全然防除になってへんのですよ。単にやっつけるだけでは防除にならないんですよ。それは特定計画聞いたらわかるように。だから、その辺のところをちゃんとしましょうと。それだけ僕はコメントと

して、このままでいいと思うんですけどね。

鳥居委員 僕は少しお尋ねしたい。村上さんに、僕も質問しようと思ってたんですけど、新たにアオサギが加わったんですね。アオサギを加えた根拠というのはどこにあるんですか。

中尾総括 この対象鳥獣につきましては、この指針に今回加えられたものを、そのまま持ってきております。ですから、大阪で特にこれが被害が大きいというようなことではなしに、準じて、即して書いていると、追加したということでございます。

鳥居委員 そうだろうと思いましたが、そうするとやっぱり村上さんと全く同じで、これ見ると、ドバト、カワウなんてものがトビなんて、何で減らすんだろうなというふうに私は考えますけども、ですから先ほど村上さん言われたように、書いた以上はこれを確認しておいてほしいということ。

石井委員 一つは、ミスプリだと思うんですけど、7ページの上の方の、許可をしない場合の考え方②の3行目のところ、移入鳥獣という、この移入の字が残ってますけども、これは多分修正ミスですね。

一つは、私がいまいちわからないからお聞きするんですけど、8ページの一番上の、愛がんのための飼養の目的というのになりますと、これは今回は小見出しをつけただけなんですけども、よく読むとよくわからないんですけど、個人がみずからの慰楽のために飼養する目的で捕獲する場合というのを、無制限に許可するわけにいかないと思うんですけど、これはどういうイメージなんでしょう。

中尾総括 まず最初の移入鳥獣というのは、ミスプリでございます。訂正させていただきます。

それから、愛がんのための飼養といいますのは、今、許可していますのは、新たな捕獲はメジロだけなんですけども、メジロ、ホオジロ、ウグイス等の個人さんが楽しみのためにだけ飼うという場合について捕獲を許可しております。従来、後の方の基準にも出てまいりますように、17ページをごらんください。

この愛がんのための飼養の目的といいますのは、みずからが飼養するという、

自分のことで捕獲する場合、その場合はメジロ1羽に限って許可するという
ことで、取り扱っております。ですから、商売とか、それをとって売るとか
いうことの場合には許可しないと、あくまでも個人が自分で楽しむために、
1羽に限り捕獲できるという、そういう制度でございます。

石井委員　それもメジロだけと。

中尾総括　はい。メジロだけになっております。

村上委員　メジロが一番問題でしてね、鳴き合わせ大会とかですごくとられる
わけですよ。それで、京都府ではそれを防止するために、身体障害者に限っ
てるんです。そういう方々がどうしてもやっぱり飼いたいというのは、これ
はもうやむを得んだらうと。それ以外は全面禁止にしています。というのは、
鳴き合わせ大会で、この捕獲に関しては人の名前をぼんぼん使って出せるわ
けですよ。ずんとふやせます。飼養の許可もそれに準じてとれるもんですか
らね、それを目的にあたかも個人であることのように、実は大会をやるため
に大量にとるということが起こり得る。だから、これは何らかの形で規制せ
なあかんのです。だから、僕はそここのところは、やはり限定した方がいいと
思うんですよね。

池田課長　先生、御承知の範囲ではそれ以外に日本国内ではありますか。一定
規制して。

村上委員　メジロの規制しているところはどんどんふえてます、今。全国で調
べてください。日本野鳥の会に聞いてもうたらすぐわかります。もうどんど
んされてます。大阪ぐらいに先進的やったら、もう僕こんなやめたらいい
と思いますけどね。ほかのとこと整合性とれない。

池田課長　わかりました。

朝日部会長　ほかにございませんか。猟具、特にわなの問題、いつももめるん
ですけども。

一つの問題はですね、ここで禁止しても、例えば農協なりそれに類するところ
で、堂々と売ってるわけなんです。販売と使用と、それでもものを捕まえた
ものと、日本の法律は全部別になってますから。かすみ網が随分長くかかり
ましたけど、使ったらいかんけど売っても構わんというのが10年ぐらいあ

りましたかな、その期間が。わなの場合も同じことが言えるんじゃないか。その辺のことをどうするかというのは、これはまた別の立場からの議論になってくるものですから。

どなたか御意見ございませんか。

メジロの場合も、だから捕獲と飼養とは別なんです。ここで出てくるのは、捕獲問題。

村上委員 捕獲せんことには飼養できませんからね。だから、捕獲のところを規制して、飼養を規制するのが普通なんですよ。それで、だから、大体捕獲を許可した場合は飼養も許可するんですよ。こういうように書いておきますと、飼養する、娯楽のため、慰楽のためでしょう。そしたら、捕獲したやつは飼養せざるを得ないわけです。こう書くとそうなります。だから、これは同時に飼養も許してることになるんです。だから問題なんです。

鳥居委員 これは、個人が飼育のために捕獲するのは許可されるんですから、それが1世帯1羽なんだから、捕獲というのは同時に1羽しかできないはずなんですよね。例えば飼育しているときは、たくさん使えるかもしれないけど、捕獲の際は1羽しかできないはずですよ。

村上委員 でも、いっぱい余っている人います、まだ。幾らでもあります。

鳥居委員 そうじゃなくて捕獲するとき。

村上委員 捕獲するとき、だから狩猟免許さえ持っていればいいでしょう。

西田補佐 このメジロの捕獲は、狩猟免許、これは必要はないです。いわゆるおとしかごとかはだめですけど、普通一般とりもちでとれますから、あれは別に許可対象になります。

問題になっておりますのは、1世帯1羽ですけれども、その捕獲の許可証でちゃんと合法的に、捕獲が譲渡されましたと、譲渡されたら譲渡書と、それから足輪、ちゃんとつけてると、そういうふうなものが、ちゃんとこれちゃんととったものだということで譲渡される。譲渡されたらその時点で、1世帯に2羽も3羽もおるという可能性はあります。

村上委員 実態がわからないんですけどね、これ、どのくらいのメジロが飼われているんですか。今、許可してるんです。許可件数。

朝日部会長 狩猟の許可は、あれではわかりますね。

村上委員 数件程度の話で。

西田補佐 数件じゃないです。飼養登録数ですけども、メジロに関しまして、平成17年度で247あります。捕獲の許可が67で、捕獲数が37。ホオジロですけども、現在の鳥獣保護事業計画では、ホオジロもとってもいいと。ホオジロの許可数はゼロで、捕獲数もゼロです。現在飼養されているのは1羽ございます。

村上委員 トータルで247でしょう。結構な数ですね、これ。

朝日部会長 今までとっただけでもそのぐらいは。

村上委員 だから、やはりね、ちょっと考えた方がいいんじゃないですか、これを。これどうするんですかね。行政どういう、相手を待ってるわけですから、多少ネゴシエーションも必要でしょうしね。方向性としては、そういう方向を向くということで、いきなりほんと禁止って出すことができるかどうかは、ちょっとその辺はあれですから、方向性として、今後はそういうことを認めない方向にするとかいう話を入れていって、方向性をつけた上でとめるということは必要だと思うんですね。そのときに、やはり僕は身体障害者の方がね、もうそれを楽しみにしてる人おること知ってます。鳴き声楽しみだし、目が見えない方特にね。だから、そういった場合は僕は許可すべきだと思うんです。そういうのは、頭数は極めて少ないです、数羽です。だからそれだったら構へんけど、全体で247となるとちょっと多いなという感じがします。それ、考えてくださいよ。

朝日部会長 時間の関係もございますので、次へ進みたいと思います。

第五、第六につきまして、あわせて説明をお願いします。

中尾統括 それでは、18ページ、第五の特定猟具使用禁止区域に関する事項をごらんください。

特定猟具といたしまして、従来の銃猟に加えまして、くくりわな、はこわな、はこおとし、かこいわなの4種が指定されました。わなを特定猟具として使用禁止する区域につきましては、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっている空き地及びその周辺。自然観察路及び野外レクリエーションなどの目

的の利用する者が多い場所などが対象区域となっています。ここでは、この区域の指定方針について記載しております。第10次の事業計画の期間内では、わなの使用禁止区域の指定計画を上げておりませんが、期間内に指定の必要が生じた場合は、関係機関などとの調整の上、指定を進めることとしております。

銃を対象といたしました特定猟具使用禁止区域の指定計画につきましては、素案のときからの修正はございません。

22ページの第六章、特定鳥獣保護管理計画の作成に関する事項についてでございます。特定鳥獣保護管理計画について、先ほどの指針の概要で説明しましたように、都道府県を越えて広域的に移動する鳥獣に関する広域保護管理計画と、府県が策定する従来の特定鳥獣保護管理計画、市町村や集落段階で詳細に計画する実施計画の制度が盛り込まれましたので、従来の特定鳥獣保護管理計画として名前を挙げておりましたものにつきまして、特定計画という名称に変更しております。

ニホンジカとイノシシの特定計画につきましては、内容の変更はございません。

この項では、2といたしまして、実施計画の作成に関する方針を追加しております。実施計画は、特定計画の下位計画として、特定計画と整合を図りながら、必要に応じて市町村や集落単位で作成することができるようになりましたので、その作成方針について記載しております。

以上でございます。

朝日部会長 ありがとうございました。

イノシシ及びシカに関しましては、次の総会というんですか、11月21日に予定されておりますところで、特定計画が諮問されるはずですが、それにあわせて、その後の適当な時期にこの部会を開きまして、そこでもっと突っ込んだ専門的な立場からの御審議をいただいて、猟期に間に合うように答申をしたいというように考えております。それにつきましては、また後ほど触れるかもしれません。

ほかに何か御意見ございますでしょうか。

先ほど御質問がございましたアオサギが、いつの間にやら飛んでどこやら行ってしまいました。よろしいでしょうか。

村上委員 僕も事情は余りはっきりしませんが、近年アオサギがすごい増加しているんです。それで、しかもアオサギは繁殖もかなりやってまして、それでアオサギ、ブルーギルよく食ってるんですがね。一番のえさは、今、ブルーギルです。ずっと行って、ぱっと。それでですね、そのことが影響していると思うんです。それでアオサギによって、昔アオサギは極めて個体数が少ない種類だったんですよ。ところが、多くなったものですから、ふん害とかいろいろなことが起こり出したんです。それと、あいつ割と人をおそれんもんですから、釣り人の後ろに行って待っとなんですね。そういうことをやって、もう僕らびっくりしますよね。それで結局餌付け的なことが起こりまして、それもふえる要因になっているんです。だから、やっぱり問題起こってるんです、アオサギに関しては。従来やったら、そういうものは入れなくてよかったんですが、これ入れざるを得ないということで入ってます。

石井委員 カワウもあれですか。

村上委員 カワウはもっとひどいですよ。むちゃくちゃです。

石井委員 ブラックバスがふえたからといううわさも。

鳥居委員 カワウの特定計画はもうできているんです。

村上委員 広域でやってるところですね。

西田補佐 カワウにつきましては、中部近畿四国15の県が集まりまして、現在、協議会を設立しまして、その中で広域的な指針が出ると、それに基づきまして、各府県が特定鳥獣保護管理計画のようなものをつくろうと、そういうふうに進められております。

朝日部会長 今、ブラックバスとブルーギルがふえたのが影響してるというのは、非常に。ほかにミサゴに物すごい影響が出てる。ミサゴはこのごろ、山の中でもいっぱいおるんですから。これ全部ブラックバスの池のそば。だから、ミサゴを保護しようとしたら、ブラックバスをふやさなきゃいかんというような話が飛び出してきて。ハヤブサもかなり、それを狙ってくる鳥を狙って山の奥で、そのようなところで営巢してる。

村上委員　　ということは、ブラックバスがそれだけふえたということなんですよ。

朝日部会長　　生息場所がふえている。

村上委員　　だから、ブラックバス、このごろ池調べたら、ブラックバスとブルーギルがほとんどになってきたんですよ。そのかわり在来種は激減しているんです。それだったら、ブラックバスを食わざるを得ないという状況になったということの方が大きいですね。今までいろんな滋賀県の調査もありますし、兵庫県の調査もありますし、ただそれはむしろそういう問題があると思う。だからブラックバスというよりも、在来種が減ったという方が大きいという問題です。

朝日部会長　　ほかに御意見ございませんか。

又野委員　　余談なんですけども、アオサギがふえたことによって、アオサギが水鳥のひなを食べるので、もうそこで生態系が変わってきているということになっています。

朝日部会長　　御意見あろうかと思いますが、次へ移りたいと思います。

第七、第八、第九につきまして、三つ。これは、変更点は少ないです。

中尾総括　　23ページ、第七章、生息状況の調査についてでございます。第七章では大きな変更修正はございません。

25ページの有害鳥獣対策調査の第19表で、前の野生生物部会で御指摘いただきました対象鳥獣名欄のイタチとカラスにつきまして、それぞれイタチ、チョウセンイタチ。カラスはハシブトガラス、ハシボソガラス、ミヤマガラスの3種の名称で挙げさせていただいております。

第八章の普及啓発に関する事項でございますけれども、27ページ、愛鳥モデル校の指定期間を3年間といたしました。従来は特に期間を定めずに、申し出がなければ、一度指定すれば継続してまいりましたけれども、今後は期間を定めまして、新しい学校にも広げていきたいというふうに考えております。

また基本指針にも示されております安易な餌付けの防止のための普及啓発については、28ページの4に追加しております。

第九章の実施体制の整備に関する事項での修正箇所は、基本指針に従ったも

ので、30ページの鳥獣保護員に鳥獣保護管理に関する知識を持つ人を設置するように努めることとしたこととさせていただきます。

また31ページには、鳥獣保護事業に必要な財源の確保としまして、狩猟税の趣旨を踏まえ、鳥獣保護事業の実施に対し、効果的な支出を図ることという記載をしております。これにつきましても、基本指針に示されておる事項でございます。

以上でございます。

朝日部会長 何か御質問ございますでしょうか。

谷口委員 放鳥キジのことですけれども、現地の地元の実態にあった放鳥が望ましいと思います。既に地元でもキジの被害が多いと、駆除してほしいというところがあるんですわ。そういうところへ放鳥する必要はないので、その辺調査してから放鳥するようにされた方がいいと思います。

朝日部会長 現在はどのようにやっておられるんですか。

西田補佐 現在、大阪府の各事務所それぞれ希望を聞きまして、その事務所が各市町村にまたヒヤリングかけまして、もう要らないというところには、当然放鳥はしておりません。地元の意向を踏まえながら放鳥をしております。

朝日部会長 ほかにございませんか。

鳥居委員 ちょっと聞きたいんですけど、キジの放鳥で、調査年度が19から23、トータルで300書いてあるんですけど、放鳥数、毎年300ですよ。

中尾統括 現在の計画で毎年300です。

鳥居委員 毎年300ですよ。装着数が200、これ過去にやってる作業ですか、これは。

中尾総括 一応300のうち、200が雄、100が雌ということでまいっております。雄200につきましてはずっと足輪をつけております。

鳥居委員 それで、成果はどんな成果だったんでしょう。

中尾総括 成果、キジの放鳥の実際に捕獲された実績といいますのが、大体年間100羽程度でございます。それと今まで報告等をもらってる数が少なく、足輪をつけて報告していただいている例もありますけれども、そういう報告がない場合もございました。それで今年度ハンターマップを提出していただ

きますのにあわせて、キジをとった場合には足輪を必ず確認して、その番号を報告していただくようにということで、ちょっとおくれではありますけれども、今年度から足環の番号ととった場所との報告をいただくようにしております。それを踏まえまして、調査ということで確認していきたいと考えております。

鳥居委員 キジの放鳥って、昔、東京都が一生懸命になって足ひれつけて追跡しているんですね、過去に。それでほとんどがすぐ死んじゃってるんですよ。ですから、村上さんさっき言うたように、もうこれをやめた方がいいんじゃないかと私考えるんですけど。今いきなりやめるというわけにはいかないかもしれないけれども、数年時間を置いて、基本的には僕やめるべきだと思うんですよね。どうしてもキジを撃ちたいんだったら、キジが、地元のキジを育つような環境をつくってやるというのが本当の筋じゃないですか。それが筋で、外から持ってきて、わけのわからないところから持ってきて、どんどん放してやって、それもすぐに死んじゃうというような作業を、いつまでもだらだら続けていく必要はないというふうに考えます。

中尾総括 先生の御指摘、前回のこの部会でも申し上げましたように、一応国の指針でも他府県のものを持ってきたらあかんというようなことが出るかなということがございまして、それを受けて記載させていただくということで申し上げておりました。今回は国の指針の方で、地域個体群という言い方になっておりますけれども、その中で放鳥効果の測定をなさいよと。その効果を見きわめて、低い場合は見直しをなさいというように、指針にも示されております。

私どもの方でも、それを受けまして、この放鳥効果の調査をして、先ほど申し上げましたように、捕獲数を減少または事業の見直しを検討したいというふうには考えております。ですから、この成果を見ながら、調査結果を見ながら、来年からの結果だけじゃなしに、今年度行います調査も含めまして、判断していきたいというふうに思っております。

鳥居委員 それともう一つ、素朴な質問です。

ミヤマガラスって大阪府にはいるんですか。

又野委員 ミヤマガラス、います。冬場。

朝日部会長 有害鳥獣になるかどうかは、また別の話で、生息はしているようです。生息というか、飛来はしているようです。

又野委員 八幡町とかも、すごくたくさんいます。もう群れになって、本当に。

朝日部会長 キジの放鳥なんですけど、かなり以前は、5月の愛鳥週間にあわせて放鳥してたという時期がございますが、あの時期に放鳥したら、これはもう全部死ぬのが当たり前で、今は何月ぐらいにやってるんですか。

鳥居委員 秋にやってます。

朝日部会長 秋ですか。

西田補佐 今は大体狩猟期前後、ことしの場合でしたら11月21日に一斉に放鳥するというようにしております。

朝日部会長 以前はもっとひどくて、とにかく偉いさんが見てる前で放せばええと。ちょうど何とか大会のときにドバトを放すのと同じことをやっとなんです。

森本委員 有害鳥獣という、鳥獣の保護管理というときに、個体数だけに目が行きやすいんですけども、本当は生息環境というのが大変大事で、キジなんかとってみると、恐らく山全体の、里山全体の環境が大幅に変わったというのがベースにあって、割と人里近いところでいいますと、万博の記念公園が、昔、木を植えたてのころで、しかもうまく木が育たなくて困ってるところが、あの中にも結構いた時代があって。森がどんどん一定推移してくるといなくなっちゃって、森自体の、生息環境自体が大幅に変わってきたというのが本来あって、キジそのものに目を行くんだったら、キジの生息環境というのが本来大事で、狩猟を本当にするんだったら、そういう環境そのものをつくっていく。里山整備とか、結局は本当はそういうところにつながっていくべきなんですよね。

だから、鳥はとりあえず管理しやすいように、個体数管理という話になるんですけど、生息地管理というのが本当はもう一つ柱としているんですよね。その辺、どっかこれからちゃんとモニタリングでも何でもしながら、大阪府というのはどういう環境にあって、キジならキジが、適正な密度というか、

本当はどのぐらいなりを持ってて、どのぐらいとっても大丈夫ですよみたいな、あるいはむしろとった方がいいですよみたいな話ができたら、それがそれこそ本当の保護管理計画なんだろうなと。バード・ライフ・マネジメントするのが、単に個体数だけ保護するとか、あるいは放鳥するとかいう形でメンテナンスするもんじゃないという、その辺どっかちゃんとした方がいいなという意見です。

朝日部会長 その前に、なぜキジかというのがあるんですけどね。

それは置いておきまして、今、一応キジということで挙がっておりますので、代表としてキジにと。

ほかにございませんか。

又野委員 それと同じことが、先ほどの27ページの巣箱でも言えまして、その今巣箱に入る鳥は、シジュウカラとヤマガラだと思います。それで、シジュウカラ、ヤマガラが生息できるような環境がやっぱり好ましいわけで、あえて、やっぱり先ほどのところも、ここもですけど、巣箱というのは書かなくていいんじゃないかと思えますけども。ほかのパンフレットですとか、ここに書いてある行事とか、そういうのはいいんですけども、この巣箱を多分バードウィークにつけるといようなばかなことはされないと思えますけれども、やっぱりちょっと。

朝日部会長 どうぞ。

森本委員 巣箱について。僕じゃないんですけど、うちの研究室でそれをやっていたのがいたので、ちょっと弁護的にあれですけど。実は、巣箱というのは確かにおっしゃるとおりなんですけど、もう一つの見地からしますと、例えばアオバズクみたいなやつがいて、アオバズクというのは大木の樹葉が必要で、あれは樹葉としてはそんなにどこでもあるもんじゃなくて、比較的町の中でおる緑地なんか見ると、極めて限られたものでしかない。そういうときに、あるとき例えば、京都御苑なんですけど、営巣していたところが折れちゃって、もうおうちがなくなっちゃった、どうしようみたいな話があって、これ何とかつくった方がいいんじゃないかというのがもう一つと、それから生態を調べたいと、食事内容とか調べたいというので、巣箱、アオバズク用

の巣箱をかけ回ったことがあるんですけど、僕じゃないですけど、うちの学生だったんですけど。ところが全然うまく入ってくれなかったんですけど。要するに、ちゃんと生態をそれなりに認識して、巣箱の意味を考えつつ、しかもそれをちゃんとモニタリングする。そういうのがあればいいんじゃないかなという見地もあろうかと思います。

朝日部会長　愛鳥モデル校なんかの活用ということも考えられると思うんですけど。

ちょっと質問なんですけども、18ページ、市街化の進展等に伴いまして云々とあって、学校や通学路の周辺、子供の遊び場何とかというのがありますけれども。今まで。

村上委員　今の件は、どこかで決着せなあかんの、議論進めてもらえませんか。今の件は。

鳥居委員　巣箱の件。

朝日部会長　巣箱の件。

村上委員　それを僕も言おうと思ってたんですが、ほかのことに移ってしまったら、今の話はどうなったか全然わからないので。僕はこういう言葉じゃなしに、その特定の種ごとに、保護なり必要な場合には考えるというような言葉を入れて、そういう場所を考えたらいいんですわ。

森本委員　巣箱をつけることがいいことだということになると、ちょっとまずいので。

村上委員　つけることがいいことだからやろうという話になるとまずいし、それを一概に否定してしまうのも、確かに、例えばアオバズクとかその仲間に入った例があるんですよ。だから、そういった話で、必要な場合もありますし、例えばシマフクロウなんかやってますよね。だから、有効な場合もあるので、そういう言葉を入れたらいいと思うんです。そうしたら、巣箱というものがごっつい保護のためには、そういうこともやってもいいよということになりますから、その方がずっと意味があると思います。だから、その巣箱のつくり方、かけ方の現地指導というのは、見てたら必ず、シジュウカラ、こんなちっちゃい巣箱かけてるんですよ。つくり方も見てたらそうなんです

よ。だから、まずいと思うんですね。だから、削除してほかの言葉に変える、そういうことでどうでしょうか。前のやつもそれで整合性とれますから。

森本委員 ちょっと関連して、森林整備という項がどっかにあったんですけども、植樹じゃなくて整備という言葉に変わったというのは大変いいことだと思うんですね。それで、木を植えればいいもんだという話が結構まだあって、本当困ってるところもあるんですよ。だから、そういう意味で今おっしゃるように、巣箱の話もかけりゃいいという話じゃないという、うまく表現するのがいいと思います。

朝日部会長 村上委員のおっしゃってるのは、具体的には何ページの何行目を。

鳥居委員 27ページの、下から3行目です。

朝日部会長 私、まとめたのもそれでして、愛鳥モデル校の活用ということで。

村上委員 それで、その内容で、3番目の巣箱のつくり方、かけ方等の現地指導を、これを反対意見が多いので、削除しましょうと。それでそのときに、森本委員の方から一般に削除してしまうと、ある場合には困るということがあるので、どうしようかという話になったわけです。僕はそれを両方にとって、特定の種ごとに必要な場合には、巣箱の設置等も考えるというふうにすればよろしいと。だから、その文章をそういうふうに変えましょうと提案したわけです。

朝日部会長 私がまとめたのも同じような意味でして、ただ具体的な文章にはしてなくてということなんです。

村上委員 だから、それで事務局にお考えいただけたら結構だと思います。このままでは困ります。

朝日部会長 事務局の方で、検討してください。

西田補佐 確かに、先生がおっしゃいますように、この巣箱のつくり方、ただ単に巣箱がいいというふうに誤解されますので、特定の種ごとに考慮すると、そういうふうに変更させていただきたいと思います。

村上委員 保護のために必要な場合はという言葉を入れてくださいね。

石井委員 そのほかにもうちよつと広く。

森本委員 生息環境の整備について。

村上委員 その方が、広いですね。

石井委員 場合によっては下刈りしてもらったり、間伐とかも。

村上委員 シマフクロウなんかは、あれが役に立っているんです、それでもね。

だから僕は全般的に批判する文書を入れるのはまずいだらうと思いますよ。

鳥居委員 ⑤に、野生鳥獣の保護活動というのがあるんですよ。全部含まれちゃうんですよ。

森本委員 この保護活動というのは、キャンペーンという意味じゃないですか。そうじゃないの。

村上委員 これは、とってきたんでしょ、向こうから。

中尾総括 この保護活動といいますのは、従来もやってましたけれども、愛鳥モデル校で、傷病鳥獣の保護、一時保護ですね、ずっとというわけにはいきませんので、ある程度許容できる範囲で、1週間、2週間なり、次の場所が見つかるまでの間、持って保護してもらおうと、そういうことも体験してもらおうということで挙げております。

村上委員 これ獣になってますけど、獣はないですね。

中尾総括 今のところ、鳥獣という書き方しておりますけれども。

村上委員 これ、獣を省いておいてください。獣の場合は、非常に危険性があります。人畜共通感染症の問題もありますし、そんなおかしいのいきなり、傷害鳥獣を自由に持ち込んだりね、えらいことになる場合があります。だから、これは省いてください。書くんなら、野生鳥や野鳥にしてください。野鳥（傷害）等々と書いて、それぐらいはっきりした方がいいと思いますよ。

朝日部会長 保護活動という言い方、今、御説明ありましたけど、これ下手やると餌付けになっちゃうんですよ。だから、これは文書そのものをやっぱり変えてもらわないかと。救護活動なら救護活動と。

鳥居委員 野鳥鳥類の救護活動と。

朝日部会長 野生獣の場合、全く無意味かといったらそうでもないと思うんですよね。

村上委員 でも、愛鳥校でしょう。

朝日部会長 わかりました。

ただ、指定計画が次のページにありますように、現在15校なんですよね。府下の小学校、中学校数にしては、余りにも大上段に振りかぶった話にはならないです。

それから、森本委員から御指摘ありました生息地の保護の問題ですね。これをどこへどういうふうに組み込むのか。いろいろあると思いますけど。どこか適当な場所へやはり。

村上委員 特定鳥獣保護管理計画でも、今度は目標の設定のときに、前は個体数調整だけを目標としてきたんですが、被害防除の目標とか、おのこの生息環境の整備目標をね、目標を定めるということになってますので、それでやはりその3本柱いうものの目標を立てましょうということになっているので、そういう言葉として入れたらいいと思うんです。それは、事務局、考えてください。

朝日部会長 特定鳥獣に関しては、そこへ入れられるんですが、一般的な野生鳥獣に対して。

村上委員 やっぱり同じことですよ。特定鳥獣とは、ある特定のやつをどう管理するかですから。そこに原則論は、一般鳥獣に対しても同じように使われます。

朝日部会長 はい。

ほかにございませんか。

特にないようでしたら、次に進みたいと思います。

どこまで行った、九まで行ったか。最後。

中尾総括 それでは、最後の第十章、32ページをごらんください。1には、鳥獣保護事業をめぐる現状と課題ということで、野生鳥獣による農林水産物の被害及び生活環境の汚染等が深刻化し、その対策強化が求められる一方で、野生鳥獣を含む生物の多様性を保ちながら、人と野生鳥獣との共生を図ることが必要であると。このことから、鳥獣保護事業の実施に当たっては、こうした観点から鳥獣の保護と被害対策双方の調和を図りつつ、府・市町村・府民がそれぞれの役割を果たし、連携した取り組みを行うことが必要であるということで記載させていただいております。

第2には、鳥獣の区分と保護管理の考え方について記載しております。内容につきましては、基本指針に示された鳥獣の区分と、保護管理の考え方に基づき記載しております。希少鳥獣については、レッドリストの絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類に分類されている鳥獣を対象としております。

狩猟鳥獣では、狩猟鳥獣の種類の見直しは、この12月以降環境省で予定されておるといことでございますので、特に対象種の種類の記事をやめております。また、狩猟鳥獣は狩猟資源として、持続的利用を図れるよう保護管理する必要がある旨、追加しております。

外来鳥獣につきましては、さきの素案の記事がわかりにくいとの御指摘もありましたので、基本指針の記事方法とあわせ、対象種を本来府内に生息地を有しておらず、人為的に外国や他府県から導入された鳥獣としております。管理の考え方といたしましては、農林水産業または生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟及び有害捕獲により被害の防止を図ることとしております。

33ページの、狩猟の適正化の項では、狩猟でのとらばさみの使用についての記載をしておりましたけれども、法改正によりまして、とらばさみが禁止猟法に指定されましたので、削除しております。

34ページの、愛がん目的の飼養では、飼養登録につきまして、市町村への権限委譲を進めることとしております。そのことを記載しております。

最後に、36ページでございますけれども、動物由来感染症の対応について述べておりますけれども、高病原性鳥インフルエンザに対する防疫体制と、発生時の連絡体制について、追加して記載させていただいております。

以上で説明を終わります。

朝日部会長 第十につきまして、何か。

鳥居委員 ごめんなさい、僕、忘れてまして。九条のところ。

朝日部会長 ちょっと待ってください。十の方が先。

鳥居委員 戻ってください。ごめんなさい。九を忘れてしまっていてまして。

朝日部会長 ちょっと後にして。十の方。どうぞ。御発言ない。ほかに、十の方で。

村上委員 32ページの、外来鳥獣というところの2段落目、農林水産業と生態系に係る被害が出てるんですが、人の生活環境とか人に関する被害が出てませんね。アライグマ入れとかんとえらいことになるんじゃないですか。ここに入れてくださいよ。だから、人に直接かかわるやつもありますし、それは外来生物入ってますから、それを入れておいてください。やはり、そっちが抜けてると非常に問題です。

朝日部会長 ほかにございませんか。

又野委員 同じ外来鳥獣の2行目なんですけども、先ほどもそのキジのことで、亜種とかいろいろ話がありましたけれども、他府県から導入された鳥獣というのが非常にややこしいんですけども、導入に当たって、少なくとも自然にふえたのか、自然に入ってきたのか、人為的に導入されたのかわかりませんし、その辺のチェック機構ですね、そういうのが今後は必要かなと思いますし、この本来府内に生息地を有しておらずという定義がちょっと、非常に難しいかなと思うんですけども。先ほどと同じ問題だと思います。ちょっとこれという答えは出てこないんですけども。

朝日部会長 外来鳥獣の定義そのものが、外来鳥獣ならまだわかるんですけども、外来生物になりますとね。

村上委員 いや、これははっきりしてます。それで、これは定義の問題ではなしに、その定義を適用するのが困難という問題なんです。だから、定義ははっきりしてます。それは外来生物は載ってますし、普通にこういう言葉使われてますから、だから、そこを変えるんじゃないし、今の話はその定義を適用する場合は非常に難しい。だから、それを適用しようと思うと、この種類は、本来そこにおったものかどうかということをチェックせないかん。それが一番苦勞するわけですよ。

例えば、京都府においてはミナミイシガメ、物すごく困ってるんです。これ、沖縄と遺伝子同一でして、ぽんと飛び石分布しているんです。ところが、明らかにどうも入ってきたというふうに思っているんですが、それが確定するまでは動かせるわけですよ。だから、そういった問題が各地で起こってるんです。このものは続けて大問題が起こりました、鹿児島で。それで、ある人

が指定したやつが、明らかに外来種であるということで、その人を誹謗する文書がだっと流れまして、私のところまで来ました。先生はどう思うかという話で。外来種ハンドブックを編集した者としてね、先生はどう思うかと来ましてね。それはきっちりと、それで彼は、根絶すべきものを保護しとるではないかという。僕は、そのとき外来種とはっきりすればそれはそうだと。ただし、今の段階でははっきりしてない。そうすると、間違っただけをしようと非常に問題なんで、とにかく監視しましょうという話として、受けつけましょうという話でおさめたんですがね、この問題物すごく難しいんです。とんでもないことになりますよ。全く逆の立場になりますから。今、日本でいっぱい起こってます。

だから、そういうことを考えようと思ったら、やはりリストをちゃんとつくる。外来生物リストの作成というのが非常に重要な仕事になります。京都府は在来生物と外来生物、在来生物のリストは2万6,000種つくりました。だから、ああいうものをつくってもらったらわかるわけです。それで各研究者が一生懸命知恵働かせてやってるんです、あれは。だから、そういうのをつくってるということが前提です。むしろ、そっちの方向を言うたら、この定義のところに、やっぱり定義しとかなあかんから、ここでいらうことはないと思います。

谷口委員 関連してますけど、外来鳥獣、要するに今私のところ辺、先ほどもちょっとあれ一つお話ししましてんけど、日本にはカメがおります、ニホンガメ。カメ、普通のカメです。これが少なくなっています。ミドリガメがいっぱい繁殖してるんです。日本の生態系の、昔からおるカメさんが、もう少なくなっただけで、うちら辺の川では、ミドリガメがもういっぱい繁殖してると。こう変わってきますので、これやっぱり、何とかしないかなということも一例です。

朝日部会長 ほかに御意見ございませんか。

鳥居委員 今の、狩猟鳥獣の一番最後の行に、横線になって、持続的な利用が可能となるような適切な対応と書いてありますよね。あくまでもキジにこだわるんですけど、これ自己矛盾しちゃってるじゃないですか。生息状況に依

じて、捕獲を制限するなどということですよ、キジに関しては。わざわざ放すなどということは、やっぱり自分たちで言ってるにもかかわらず、放してるのは自己矛盾だと、私は思いますけど。

朝日部会長　何か事務局から。特にはございませんか。

中尾総括　キジにつきましても、この場合の狩猟鳥獣は確かにキジもそうですけども、その他の狩猟鳥獣につきましても、完全に現在の生息状況とか被害状況のバランスをとった上で、とり過ぎない、とり過ぎて狩猟の対象物がなくなるというようなことがないというような意味で、持続的な利用が可能になるようなという書き方をさせていただいております。

それともう1点、先ほどの外来種のリストの件ですけれども、ちょっと私どもの方でも、必要性というのは前回の部会のところでも御指摘ございまして、必要性というのを感じております。何とかそういうのをつくりたいというふうには考えております。申し添えます。

村上委員　これ、保護管理の考え方として書いてますから、持続可能な利用と、狩猟鳥獣というのは持続可能な利用をせざるを得ないと思うんですよ。だからその場合に、狩猟鳥獣に入れるかどうかというところだけですね。だから、そのところにむしろ、環境省令で定める狩猟鳥獣とすると書いてあるんですが、その辺のところの扱い、だからキジをどうするかとかね。この辺のことを何かもう少し入れられたらなと、大阪府独自の措置ができるかどうかというのは、割と難しいところが、その辺がちょっと気になるなと思いますけど、難しいでしょうね、ここに入れるのは。

ただ、やってる、例えば、ニホンツキノワグマは、京都府は狩猟鳥獣から外してます。これ、知事の権限でできます。そういう意味では、狩猟鳥獣の指定を知事権限でちょっと見直した方がいいかもしれません。ウズラも外しました。だからそういったことは、レッドデータブックに載ったやつは。大阪府、問題になってました。レッドデータブックに載せながら、狩猟鳥獣に指定しているのは矛盾するでしょう。これはやっぱり考えてください。僕、非常に重要なことだと思います。

西田補佐　確かにおっしゃいますように、ウズラですね、絶滅危惧種になって

おります。ウズラとオオタカが、クマタカが同じレベルでなっております、実際ウズラに関しまして、とられてるか言うたら、昨年度でも報告が上がってきたのは2羽だけです。

これを狩猟禁止にするためには、審議会の先生方の意見を聞く方法と、それから特定、鳥獣保護管理計画を定める方法。それからまたお願いとしまして、猟友会にお願いするという方法もございます。現在、ツキノワグマなど、各府県でとり過ぎということがありまして、府県からよくどこそこの県のツキノワグマについての捕獲は、もう自粛してくださいというようなことがございますので、そういった文書を発することは可能かなと思っております。

村上委員　でも、ここはこだわりますが、狩猟鳥獣、大阪府で指定すればいいんですよ。はっきり、現状に基づいて。その方がずっとすっきりします。だから、片一方でレッドデータブックで守れと希少鳥獣に入れながら、そいつが狩猟鳥獣になってるのはおかしいでしょう。二つに入るの。これは矛盾です。それははっきり矛盾です。だからそれはやめてください。

朝日部会長　他部局とまた相談の上、外すものは外すという方向で考えていただきたいと。

ほかに第十の章につきまして、何か御意見ございませんか。

特にないようでしたら、最初に申してましたように、言い忘れていたこと。

鳥居委員　済みません。九章の、29ページ。方針なんですけども、担当職員の専門的知識の向上と適正配置に努めるとありますが、適正配置とは、大阪府はどれぐらいが適正だと思ってるんですか。それと、本庁に今1名おられますけれども、もともと1名の専門というのは何なんでしょう。これ、努めると書いてしまって、適正配置に努めるというふうに公約してるんですから、公約守らないといけない。府民に対する約束です。

それと31ページに、鳥獣保護センターの早期整備に努めるとありますが、これ多分チェックがないということは、これ第9次にも書いてあったはずなんですよね。そうすると、いつまでも努める努めると書いてあるだけなんで、いつ実現させる計画なんですか。

朝日部会長　最初の、29ページの鳥獣専門員のことにつきまして。

西田補佐 29ページの、鳥獣行政担当職員の適正な配置ですけれども、担当職員の専門的知識の向上、これはいろいろな研修ございます。本日もカワウの研修ございまして、こちらの方に参加したりとか、あるいはいろんな機会にできるだけ参加するようにしております。例えば哺乳類学会とかいろいろございますので、そういうふうに知識の向上に努めてまいりたいと考えております。

それから、適正配置ですけれども、先生おっしゃいますように、どの程度が適正かというのは非常に難しいんでございますけれども、現在本庁におきまして、専任として7名、鳥獣専門員1名、この鳥獣専門員の方は、日本野鳥の会の大阪の副支部長をされてる方で、非常に野鳥に対する造詣が深い方です。その人になっていただいております。

配置計画ですけれども、現況は下に書いてますように、出先機関で10名、計画終了時が10名ということで、第9次に比べましたら、本庁分が若干増加しております。何人が適正かは難しいですけれども、現在が適正かなというふうには感じております。

村上委員 これは、努力目標ですから書かざるを得ないと思います。それも適正配置に努める文書を除く方が問題です。だからそれは、公的に書くことによって、その方向に向いているというので、私は残した方がいいと思います。

鳥居委員 僕も、それはそう思います。

村上委員 だから、余りそれを包まない方がね。

鳥居委員 特別に意識させた方がいいというふうに。

村上委員 支援しようと思ったわけでしょう。僕はよくわかるけど。この辺が限界だと思います、書くところの。それで、別なところいいですか。

鳥居委員 保護センターの件が。具体的に、例えば保護センターだったら、府の第何次かの計画に入ってるのかどうかをお聞きしたいんです。

村上委員 入ってないんでしょう。

西田補佐 鳥獣保護センターは、第8次の事業計画では入っております、現在各府県におきましても、整備が進められております。この辺でしたら和歌山県、それから奈良県で建設中でございます。京都府は動物園が保護センタ

一というふうにされておるといふふうに聞いています。

村上委員 あれは、本来はあかんですけどね。

西田補佐 大阪府におきましても、これは早期整備に努めるということで、これが単体になるのか、あるいは複合施設になるのかはともかくとしまして、前向きに考えていかなければならない問題と認識しております。

鳥居委員 ただ、今一つ出たんですけれど、動物園をやるのだけは、本当はやめてほしいんですね。野生鳥獣を飼育されている、動物園に持ち込むというのは、何をもち込むかわからないので、動物園を保護センターで契約してというのはやめてください。それだったら、できない方が僕はいいと思ってます。

村上委員 そのとおりなんですけど、やむを得ずやってる措置でしてね、その辺のことはありますので、僕はそういうことを書いた方がいいと思うんですね。実現してなくても書くことによって、努力目標として設置しておく方が望ましい。そして、そういうことを書き込んで、ほかのところからクレームが出ないということは、その方向性は認められているというふうに理解したらいいと思うんです。

別なこと、いいですか。

朝日部会長 ちょっと、今のところで、31ページの下の取り締まりの計画なんですけども、事項として三つ挙げてあります。この三つの事項というのは、一体どう違うんですか。31ページの下、年間計画のところ。違うと言えば違うんですが、かすみ網の違法な使用は第1項で、違法なわなの取り締まりは第2項で、狩猟違反の取り締まりは第3項。全部一つにまとめられへんのですか。

中尾総括 一応ここに三つに分けたものの思いといいますのは、第1番目が、先ほどもいろいろ御質問等議論がありましたように、メジロとか違法飼養の関係の取り締まりを考えております。それと2番目の方が、有害鳥獣捕獲の許可を得ずしてとるといふ、いわゆる狩猟絡みの有害鳥獣捕獲という部分と、それと3番目が実際の狩猟期の狩猟の取り締まりという、それで三つに分けさせていただいております。

朝日部会長 読む方から見たら、何やわからん。

例えば、とりもちによる、今のメジロでしたらね。これは、どこでどういうふうにするのやら。

村上委員　これは、項目として分けるのは当然ですよ。全然違いますもん、取り締まる内容が。これ分けることは書いてありますよ。これを分けないと、一般的に書いたって意味ないですよ。だって、期間が違うでしょう。だから、一番上のやつは、1年中やるわけですよ。

朝日部会長　2番目も1年中。

村上委員　だから、3番目の狩猟違反の取り締まりというのは、例えば早期、早朝に発砲したり、保育保護区で入ってとったりと、いっぱいあるんですよ。その辺のことをあれするんですから、10月から3月になってるでしょう。だからこれはこれで当然でしょう。

朝日部会長　御検討いただきたいと思います。

鳥居委員　狩猟違反で、どうして10月。有害ならまだ。

村上委員　だからここは、ほんまは有害のところとこれとが入ってるけれども、猟期外捕獲がどのくらいあるかということですね、今、そういうことでしょう、これは。早目にやる人おるんですよ。だから、そういうことで、入ると思うんですよ。これ、書くのが普通です、分けるのが普通です。

朝日部会長　もう一つ、私の方が。

先に、ほかの方。次のところで、私も。

村上委員　8ページの(5)の許可権限の市町村長への委譲というところなんです、その赤字、許可に係る権限を委譲された市町村長は云々とありますね。執行状況を報告するものとするとなっているんですが、それに対する行政指導とかですね。要するに、それは違反して、状況が好ましくないというふうなときにどうするのかとかですね、そういったことは書き込む必要はないんですか。

僕ね、市町村長委譲してしまっ、ほったらかしというのは非常に問題が起こるんです。ある場合には引き上げなきゃあないと思うんです、許可権限を。そういった例がたしかどっかの県でありました。それは書く必要があると思うんですよ。だから、この後のところに、例えば状況を監視して、適当な

助言を与えたり、場合によっては許可権限の委譲を取り消す場合があるとか
というのを入れないと、何か物すごく、すべて委譲してしまったら終わり
という話になってしまう。これ、ちょっと恐ろしい話なんですよ。だから、
このところはちょっと考えてもらえませんか。

朝日部会長 それは何も狩猟関係だけじゃなくて、物すごい大きな問題。今度
は逆に国へ対して要求する場合の許可権限と、その後の執行状況が、ここ
では報告だけになってるんです。報告だけでいいのかどうかというのが。こ
こで議論できるような話じゃないんで。しかし、ほかの部局とも相談して
いただいて、直すべきだったら直していただいて。

ほかにございませんか。

もう1点、私から。九章ですけども、大したことじゃない、18ページ。先ほ
ど言いかけたところ。学校やらレクリエーション地何とかかんとかあります
ね。これ、ハンターズマップに入れられるんですか。オリエンテーリングは
入れてますわね。オリエンテーションが行われる地域というのは、ハンター
ズマップには入ってますわね。ところが、ここへまた新たに、学校や通学路
の周辺、子供の遊び場の空き地、その周辺、自然観察路、野外レクリエー
ションぐらいは、今までもいけるかもしれませんが、これ物すごい幅広いです
から。これ、ハンターズマップへぜひ、やっぱり入れてほしいんですよ。
そうやないと、ハンターの方はわかりませんから。オリエンテーリングのあ
のやり方で結構です。ここ気をつけなさいと。

ところが、これ本当入れたら、撃つとこなくなるのと違う。これだけのとこ
ろ、全部囲いに入れて、撃つのやめなさい言うたら、なくなんのやないかな
と思うけど、実はそれを期待しているんですけれども。これはやはり、ぜひ
入れてもらわないと、ハンターの方が困ると思うんですね。

谷口委員 通学路または学校周辺、ここに今うたってるところでは、もちろん
猟はしません。常識です。これは、ここでももちろん違反する人たまにおった
としても、これは普通はしたらいかんところなんです。だから、その心配は
ないと思います。みんな避けます、そこは。

鳥居委員 これ、わな猟についてでしょう、このところは。わな猟について

です。

谷口委員 わなですか。わなも同じなんです。要するに、学校でも、どうい
うんですか、発達障害の学校があるんです。そういう人たちには、わなは置い
てはいけないんです。もうそれは危険です。そういうところありますから。

村上委員 ここに書いてあること、当たり前のこととしてね、これは特定猟具
使用禁止区域の指定を進めるということで、特定猟具というのが今、今度、
特に10次では問題になってますので、その使用禁止区域の指定を進める
ということで、書いてあることは当然のことです。ただ、その書いてあ
ることが指定されたときに、それをどうするかというのが、朝日先生のお話
で、だからそれが指定した場合には、当然中に入れるというのが前提とい
う話だと思っんです。それで、今の話は質問ではない。事務局で指定したも
のは地図に入れさせてもらいますという言葉が言えませんが、言え
ないんですか。

中尾総括 いえ、言えます。村上先生おっしゃるとおり、ここに書いてますの
は、こういう地域について、今後特定猟具として、わなの使用禁止区域を指
定をしていこうということを書かせていただいております。指定した区域
につきましては、当然銃猟禁止区域と同様、地図の中に落とすということも、
これも義務づけられておりますので、そのように周知させていただきたい
というふうに考えております。

朝日部会長 文章だけでも結構ですから。やはり、ちゃんと入れといてあげな
いと、ハンターが困ると思うんで。

ほかにございませんか。

何章でも結構でございます。

村上委員 8ページの、わなの使用に当たっての許可基準と書いてあるところ
に、環境省が書いていること以外に、大阪府で独自に指定したことあるん
ですか。

中尾総括 この基準の中で、2番目の、とらばさみを使用した方法での捕獲を
認めないというふうに書かせていただいております。これは有害の場合、と
らばさみの使用というのを、国の方の基準では、狩猟の場合は禁止しており

ますけれども、許可捕獲の場合については、とらばさみの使用を認めております。ただ、大阪府の場合、とらばさみによる有害の許可申請というのはほとんどございませんし、また危険性、市街地に近いという土地性もありますので、有害の場合は、使用を認めないという形で書かせていただいております。

村上委員 これは、とらばさみはたしか最大長で規定してましたね、前。だから輪っかの小さいやつは構わへんと。

中尾総括 従来ですね、わなの大きさとか鋸歯があるなしで規制しておりましたけれども、今回の法改正に伴いまして、このとらばさみ自体が法定猟具から外れました。つまり、禁止猟具になりましたので、猟として使用できなくなっております。

村上委員 だから、環境省からは逸脱してないんですよ。

中尾総括 逸脱ということではなしに。

村上委員 だから、環境省の書いてあることをそのまま書いてあるんだけど、構わへんのですけどね。そういうことをやっていったら、たくさんのが環境省のやつを、基準をここに載録せなあかんということになるわけで、ちょっと気にしたんですけど。

西田補佐 とらばさみの件ですが、狩猟の場合は環境省においても全面禁止だと。しかし有害の場合は、環境省はオーケーだけど、大阪府は従来から禁止しております。

村上委員 そしたら、有害の場合においても認めないという、ちょっとその辺が、全般的に書けばいいんですが、何かこの部分がちょっとわからなかったんですが、ちょっとわかりました、構造が。

西田補佐 あと1点よろしいでしょうか。

市町村長への権限委譲ですけれども、現在進めておりますのは、有害鳥獣等の捕獲の許可、それから飼養の許可の分でございます。例えばパトロールでございますとか、狩猟行政、あるいは鳥獣事業計画つくりますとか、そういう府域に係ります全般的な話は、当然大阪府が責任を持ってやりますし、それからここに報告を求めるというふうになっております。

それでまた、法律の第79条というのがございまして、都道府県知事は権限委譲したと、その場合に都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理をする場合において、鳥獣の保護を図るため必要であると認めるときは、当該市町村に対し、当該事務に必要な指示をすることができるという項目もございしますので、全面的に委譲したから府は知りませんよということではございません。

村上委員 だから、一番問題なのは、捕獲とかの権限なんですよ。捕獲許可の権限委譲をした場合のときに、過剰捕獲が起こったりするんですよ。だから、その辺の、特にサルとかその辺の問題が起こりますので、それについて僕は言うてるんです。だから、捕獲許可権限を安易に委譲するということが、非常に後やりにくいものですからね。この辺は考えてほしいということと、今の言葉も知ってますから、何かそういう言葉があるんやったら、多少入れてもらった方がいいなということ。だから、どう入れるかは考えてほしいんですが、入れる方がいいと。

朝日部会長 大分、時間もたってまいりました。

ほかに御意見ございませんか。

特にないようでしたら、今後の進め方につきまして、事務局から。予定の方、スケジュールを。

司会（内田総括） きょうの審議結果も踏まえまして、これから必要な箇所を修正していくという作業に入ります。あわせまして、パブリックコメントをとる算段をしております。12月ごろになると思います。その後、その結果も踏まえまして、1月下旬にもう一度この部会を開いて御審議いただくというような、ちょっと。大まかなスケジュールでございますけれども、これで進めさせていただきたいと思っております。

朝日部会長 最初に申しましたように、今月の21日に環境審議会の総会、全体会がございまして、きょうの結果を踏まえまして、私から中間報告という格好で総会に報告させていただき、その席というか、その日にイノシシ及びシカについての諮問がある予定でございまして、それを受けまして、次のこの部会で、この計画、第10次の計画について御審議いただくとともに、イノシシ及

びシカは2回目でございます。御審議いただいて。

どうぞ。

西田補佐 今、部会長の方から説明のありました今後のスケジュールでございますけれども、11月21日に審議会、環境審議会本審がございます。そこで、この中間報告をさせていただくと同時に、イノシシの保護管理計画、それからシカの第2期の保護管理計画、それについての諮問をさせていただきたいと思っております。それを受けまして、第3回の野生生物部会でございますけれども、現在1月の中旬から下旬ごろに開催したいと考えております。この部会におきましては、第10次保護事業計画に対する答申をいただきたいと、最後の答申をいただきたいと思っておりますほか、先ほど申しました、これの下位計画でございます、シカの保護管理計画の2期及びイノシシの保護管理計画についても議論をしていただきたいと考えております。その場で、答申の案をいただきたいと思っております。そのため、このシカとイノシシの保護管理計画案につきましては、なるべく早い時期に各委員のお手元にお届けし、事前に意見を聞きながら、可能な限り事前調整をしていきたいと思っておりますので、何とぞよろしく願いいたします。

村上委員 一つだけ、質問があります。

このきょう議論したやつの、パブコメにかける時期はいつでした。

朝日部会長 12月。

村上委員 ということは、パブコメにかける前に、どこかでここでオーソライズする必要あるんじゃないんですか。だから、これをパブコメにかけてよろしいということ言ってからパブコメにかける必要があります。ということになりますと、そのオーソライズするのが、部会開かれなないとすると、それはどっかでメール会議なり何なりで合意をとらんと。普通は、パブコメかけるまで、立てるときには大体できているんですよ。それで、これでオーケーということで、パブコメにかけるんですよ。そうしないと、委員の中から問題起こったら困るでしょう。だから、それはちょっとスケジュールおかしいと思うんですがね。

西田補佐 現在のスケジュールですけれども、11月21日の環境審議会を経まし

て、またそれぞれの意見、それから先生方の意見を踏まえまして、12月ぐらいにパブコメをかけていきたいと考えております。

村上委員 だから、書面会議で済みますのですかと言ってるんです。

西田補佐 書面会議で、皆さん先生方の合意を経て、そのものをパブコメにか
けたいと考えております。

村上委員 この部会では、書面会議でよろしいですか、今の意見ぐらいだった
ら書面会議で済ますことでよろしいでしょうかということになかったら、例
えばきょうの話で、物すごく大きな問題残ってるわけですよ。これを書面会
議で済ますかどうかというのは、非常に大きな判断なんです。部会の。それ
は、この中で議論しなあかんことじゃないでしょうか。

朝日部会長 パブコメともあわせて、各市町村長意見というのが出てきますか
ら。かなり今度パブコメにかける、あるいは市町村長にかける原案というか、
素案というのは、やっぱりもう一度委員の皆さんに目を通していただいでい
た方が、安全なことは安全。

それから、公聴会がシカとイノシシに関しては、やはり開かなきゃなりません
から。

村上委員 それともう一つあるんですけどね、特定計画がこの中で1回で済ま
すというのは、物すごい乱暴な話なんです。というのは、もう少しこの中で
の詰めが、普通はもう1回か2回あるものなんです。だって、これ専門部会
でしょう。だから、余りにも形骸化してるんじゃないかと、僕は思います。
だから、普通は事前調整幾らしても、全体の説明を1回やって、コメントを
もらって、その後もう1回やるというのが通常です。そのぐらいの重みを持
ってます。だから、ここいつも、野生部会が何か中途半端でいかんのですけ
ど、専門部会であれば、そのことはやっておかないと、後で環境審議会ある
ときに、質問出たときに対応できないと思いますよ。

朝日部会長 環境省から基本指針が示されたのが先月末という、むちゃくちゃ
な話なんです。

村上委員 ますます難しいと思いますよ。それに基づいて僕が質問したら、多
分つぶれますよ。

西田補佐　イノシシとシカの保護管理計画でございますけれども、イノシシに関しましては、保護管理計画検討会議というのを前もって開催させていただいております。シカにつきましては、現在第1期の検討会議、そっちの方で第2期の方ももんでいただいております、大枠案ができたかなという段階かなと思っております、それを今回、次回の野生生物部会で先生方に議論していただきたいと。

村上委員　だから1回で決めろと言われたから、ちょっとしんどいなというのが、正直まじめに考えますとしんどいんですよ。だから、普通だったら、こういうものというので素案が説明されて、その後もう1回ぐらいやるのが普通だと。だから少し、ここの部会の位置づけですけどね、そんなもんだという話だったらそれでいいんですが、普通ちょっとそういうことないと思うんです。

朝日部会長　今、説明ありましたように、シカ、イノシシに関しましては、この部会の、まだ下部機構というか、小委員会というか、それぞれ設定されております。

村上委員　それはいいんですよ。でも。

朝日部会長　ただそれが、上位計画であるこの10次と、どう整合していくかということ、とにかく先月末にならないとわからなかった。大変なんです。その辺のスケジュールのむちゃくちゃというのが、私は横で聞いてても、気の毒にと。とにかく。

村上委員　ちょっと考えてください。

朝日部会長　法で規定されてます公聴会はやらないかんし、パブコメにつきましても府の事業としてやられるということで、しかも4月1日には事業が開始されるという。

村上委員　だから、一つの手は、猟期に間に合えばいいということで少し延ばせばすごく楽になるんですよ。だから、実施を4月からじゃなしにね、実際の猟期のところからスタートということで、それを6月ぐらいにして、猟期の前ぐらいに。4月にしなければ、もうちょっと楽になると思いますけれどね。その辺は熟度によります、計画の。それは任せます、考えてください。

池田課長 10次計を進もうかというところで、若干見切りもございましたので、タイトなスケジュールで、先生方の御意見、十分踏まえるのが方針ですので、できるだけ、先ほどもメール等々のこともございまして、できるだけそういったものを活用して、御意見を集約していきたいと思えます。

朝日部会長 事務的に大変やと思えますが、10次のまた修正案と、イノシシとシカの原案というのができ次第、各委員の先生に御連絡して、目を通していただくことが必要だと思えます。

よろしくお願ひします。

ほかにならうでしたら、これをもちまして、きょうの部会を終わりたいと思えます。

それでは司会へお返しします。

司会（内田総括） それでは、これで本日の会議を終了させていただきたいと思えます。

長時間ありがとうございました。